

# 入院時食事療養・入院時生活療養について

令和8年6月現在

当病院は、入院時食事療養（Ⅰ）・入院時生活療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士の管理の下に食事を適時（朝食：午前8時  
昼食：午後12時 夕食：午後6時）、適温で提供しています。

## ・入院時食事療養費の標準負担額

	区分	負担額
①	一般の方	550円
②	世帯全員が住民税非課税の方	270円
	上記の方で、過去1年間の入院期間が90日を超える方	220円
③	世帯全員が住民税非課税で、所得が一定基準未満の方	130円

## ・生活療養費の標準負担額

	区分	食費負担額 (1食につき)	居住費負担額 (1日につき)
①	一般の方	550円	430円
②	世帯全員が住民税非課税の方	270円	430円
③	世帯全員が住民税非課税で、所得が一定基準未満の方	160円	430円

※一部抜粋

石橋総合病院